

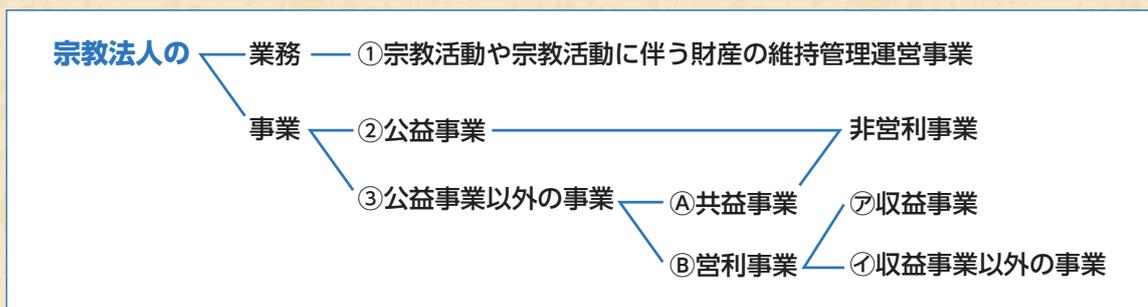


寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門⑫

宗教法人の事業について 3

宗教法人が行う業務・事業は、①宗教活動 ②公益事業 ③公益事業以外の事業の3つに分かれます。そして③公益事業以外の事業は、A共益事業 B営利事業に分かれます。さらにB営利事業は、ア収益事業 イ収益事業以外の事業に分かれます。



収 益 事 業

【収益事業とは】

収益事業とは営利事業のうち、法人税法上その所得が法人税の対象となる事業です。販売業・製造業その他政令で定められた事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます。(法人税法第21条15号)

まず「事業場を設ける」ことが必要です。この事業場は移動演劇興行のように移動するものであっても構いません。

つぎに「継続して」行うとは、一定の期間中でも（例：夏季・冬季）相当回数行われたり、定期的に行われたり（例：縁日）すること含まれます。

【収益事業にならない営利事業】

以下の事業は営利事業であっても収益事業とはなりません。

⇒ 農業、栽培業、林業、畜産業、漁業、養殖業

【法人税法上の位置づけ】

収益事業とは営利事業のうち、法人税の課税対象となる事業です。しかし課税庁側は宗教法人の業務や事業が営利事業に該当するかどうかには拘らず、収益事業と認定されるものはあるという立場をとっています。申告納税制度がとられている日本では、収益事業に該当しているかどうかを自ら判断しなければなりませんから、その判断基準を正確に把握しておくことは重要なことです。

【収益事業の判定基準】

宗教界の一般的な見解では、宗教活動や公益事業には収益事業に該当するものがないと言われています。例えば、仏教新聞や経本・聖書等の出版は布教活動だから出版業ではないという見解です。しかし、課税庁はこのように解釈することをせず、仏教新聞や経本・聖書等の出版を有料で行えば、出版業に該当するという立場を採っています。したがって、宗教活動や公益事業であっても、課税庁から「収益事業に該当する」と判断される場合がありますので、気をつける必要があります。